７　「名称等変更届出書」、「代理人選任・解任届出書」について

（問１）「名称等変更届出書」の提出方法について教えてください。

（答）　オンライン申告の事業者は、オンライン申告システムのオンラインによる届出ページの「名称等変更届出書」から提出してください。

用紙申告の事業者は、賦課金特設サイトの「各種届出書フォーム」から提出してください。

（問２）代表者が変わった場合は届出が必要ですか？

（答）　届出の必要はありません。

申告書に変更後の代表者を記載して申告してください。

（問３）市町村合併等による名称，住所が変わった場合はどうするのですか？

（答）　「名称等変更届出書」を提出してください。

（問４）会社の住所が変更となり、「名称等変更届出書」を提出したいのですが、申告書の提出と同時でよいですか？

（答）　登録内容のデータを変更する必要がありますので、変更時に提出してください。

なお、変更時期が申告書の提出時期であれば同時に提出いただいても構いません。

（問５）本社の住所が変更となった場合、どのように対応したらよいですか？

（答）　「名称等変更届出書」を提出してください。

なお、変更時期が申告書の提出時期であれば同時に提出いただいても構いません。

（問６）工場・事業場の住所が変更となった場合、どのように対応したらよいですか？

（答）　賦課金特設サイトの「お問い合わせフォーム」より変更内容をご連絡ください。

ERCA 担当者から折り返しご連絡します。

（問７）申告書類の送付先を変更したい場合、届出はどのようにするのですか？

（答）　「名称等変更届出書」の送付先欄に変更後の送付先を記載し提出してください。

なお、施設を廃止した場合は、添付資料として「大防法に基づくばい煙発生施設使用廃止届出書（写）」を提出してください。

（問８）工場移転を行う予定ですが、届出はどのようにするのですか？

（答）　賦課金特設サイトの「お問い合わせフォーム」より変更内容をご連絡ください。

ERCA 担当者から折り返しご連絡します。

移転後に申告書類の送付先を変更する場合は「名称等変更届出書」を提出してください。また、併せて「大防法に基づくばい煙発生施設使用廃止届出書（写）」を提出してください。

（問９）工場・事業場を廃止しましたが、届出はどのようにするのですか？

（答）　賦課金特設サイトの「お問い合わせフォーム」より変更内容をご連絡ください。
ERCA 担当者から折り返しご連絡します。
その上で「名称等変更届出書」と「大防法に基づくばい煙発生施設使用廃止届出書（写）」を必要に応じて提出してください。
申告は廃止までの現在分と過去分が必要となります。廃止の翌年度以降は、過去分のみの申告となります。

（問 10）施設の一部を廃止しましたが届出は必要ですか？

（答）　施設の一部を廃止した場合は届出の必要ありません。
ばい煙発生施設の全てを廃止したときは「大防法に基づくばい煙発生施設使用廃止届出書（写）」を提出し、申告書の送付先に変更があるときは「名称等変更届出書」を提出してください。また、施設の廃止等について ERCA から照会することがあります。

（問 11）代理人が変わった場合は届出が必要ですか？

（答）　代理人名で申告書を提出する場合は、賦課金特設サイトの「各種届出フォーム」から「代理人選任・解任届出書」を提出してください。

注）押印の廃止に伴い、申告書の代表者印の押印省略が可能となりましたので、申告時に、代理人欄を空欄にして代表者で申告いただければ届出は不要となります。
ERCA は代理人を選任せず、代表者による申告を推奨しております。

（問 12）「代理人選任・解任届出書」の届出者は工場長でよいですか？

（答）　法人の代表者で提出してください。
法人の代表者が代理人を選任することとなります。

（問 13）代理人とは、公害防止管理者をいうのですか？

（答）　公害防止管理者である必要はありませんが、工場長など責任ある立場の人を選任してください。